

令和6年度社会福祉法人鋸南町社会福祉協議会事業計画

【基本方針】

高齢化率が約50%となった鋸南町では、地域での支え合い助け合いの重要性は益々高まっており、社会福祉法において地域福祉推進の中核として位置づけられている社会福祉協議会が求められる役割は、多様化、複雑化の一途を辿っている。

鋸南町社会福祉協議会としては、地域が抱える様々な問題に真摯に向き合い、地域住民を始め、福祉、保健、医療等の関係諸機関との連携を密にし、各種地域福祉事業や介護保険事業などの適正な実施に努める。

中でも、カーボラ、食ボラ、ちょこボラを始め、生活支援体制整備事業や認知症総合支援事業など、住民のマンパワーを活かしながら推進する事業については、公私協働の理念を具現化することを念頭に置き、地域共生社会の実現を目指す。

また、大規模災害発生時、町との協定に基づき災害ボランティアセンターの設置、運営をするための準備を進め、町民が住み慣れた地域で生活を続けられるよう平時から心掛けておく。

さらに、職員の積極的な研修への参加促進や資格取得の支援を行い、よりレベルの高い専門職を育成することで、法人運営体制の充実を図る。

【事業内容】

I 法人運営

地域福祉を推進する社会福祉法人として活発に活動できるように、先駆的かつ柔軟な組織運営に努める。

1. 理事会、評議員会等の開催

理事会、評議員会等を適宜開催し、法人の適正な運営に努める。

II 社会福祉の啓発

社会福祉協議会の存在意義、活動を内外に明らかにし、地域における社会福祉の啓発を図る。

1. 鋸南町社協だより「ふくし」の発行

広報「ふくし」を年3回発行し、法人の財務状況や各種事業についての理解を深めていただき、社会福祉の啓発に努める。

2. ホームページの充実

ホームページを効果的に運用し、法人の周知と社会福祉の啓発に努める。

3. 第32回鋸南町社会福祉大会の開催

第32回鋸南町社会福祉大会を開催。社会福祉の振興発展に功労のあった方々を表彰し、住民の地域福祉への関心を高めることにより、地域福祉の充実発展の機会とする。

III 地域福祉の推進

地域の課題を把握し、その課題を地域住民とともに解決するための方法を提案、実現させ、誰もが住み慣れた地域でいつまでも暮らすことができる鋸南町の実現を目指す。

1. 社協支部活動の支援

社会福祉協議会の各支部（保田，勝山，佐久間）が実施する活動を支援し、地域での支え合い助け合いによる地域ぐるみ福祉の推進に努める。

2. 各種資金の貸付

生活福祉資金等の貸し付けにより、低所得者等が安定した生活を営めるよう支援する。

3. 心配ごと相談所の開設

心配ごと相談員（民生委員児童委員，行政相談委員，人権擁護委員）による心配ごと相談所を年6回（偶数月）開設し、日常生活上の悩みごと等の相談に応じ町民が安心して暮らせる地域づくりに寄与する。

4. 無料弁護士相談の実施

弁護士による専門的な法律相談を年6回（奇数月）実施し、町民の権利擁護の充実を図り、安心して暮らせる地域づくりに寄与する。

5. 福祉教育の推進

小，中学生を対象として、ボランティア体験やボランティアスクール等を通して、福祉の心の育成に努める。

6. 福祉車両の無料貸出事業

一般のセダン型車両では移動が困難な方に、車いす対応の福祉車両を無料で貸し出し、通院や買い物等の外出を支援することで地域福祉の向上に努める。

7. 福祉有償運送事業(カーぼら)

道路運送法第79条に基づき、単独で公共交通機関を利用することが困難な方を対象に、通院や買い物等の外出支援サービスを実施し、移動困難者の福祉の向上に努める。

8. 配食サービス事業(食ボラ)

食事の調理が困難な高齢者等に対し、昼食を届ける。配達をボランティアに協力してもらうことで、地域における見守りネットワークの一環として機能させ、地域ぐるみ福祉の推進に努める。

9. 訪問型サービスB事業(訪問助け合い活動『ちょこボラ』)

要支援者等を対象とし、洗濯、掃除、調理、買い物、ゴミ出しなど、幅広く日常生活を支援する。養成研修を修了した地域住民にサービスを提供してもらうことで、地域での支え合い、助け合いを具現化し、地域福祉推進を図る。

また、『ちょこボラ』と同等のサービスを必要としている要介護1及び2の方を対象とした自主事業『ちょこボラプラス』を実施し、在宅生活の継続を支援する。

10. 生活支援体制整備事業の推進

地域支え合い推進協議会を始めとする住民との話し合いの場を継続的に設け、地域課題の把握、小地域での住民主体の支え合い活動の推進(地区ボラ)、居場所づくり(サロン活動)の推進など、地域住民全体を巻き込んだ地域創造につなげていく。

11. 認知症施策総合推進事業の推進

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために、コーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、認知症に関する普及啓発や認知症で困ったときに相談しやすい体制を整える。

12. ボランティア活動の推進

指定管理者としてボランティアセンターの適正な管理、運営に努めるとともに、ボランティアコーディネーターを中心として、ボランティアに関する活動全般(相談、登録、斡旋、広報啓発、各種講座等)を実施し、地域福祉を強力に推進する。

また、生活困窮者支援の一つとして需要が高まっているフードドライブへの協力を行う。

13. 災害ボランティア活動の体制整備

大規模災害発生時、町からの要請に基づき災害ボランティアセンターの設置、運営にあたる。

平時においては、災害ボランティアセンターの運営に協力いただける方々の募集、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の実施等、当該事業にかかる体制整備の充実を図る。

14. 日常生活自立支援事業

判断能力が低下した方や体が不自由な方が、安心して在宅生活を送れるよう、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用手続きの援助等を行う。

また、鴨川市社会福祉協議会が受託運営している「安房地域権利擁護推進センター」の運営に協力し、安房地区における権利擁護事業の充実に努める。

15. 共同募金運動

『赤い羽根募金』及び『歳末たすけあい募金』の推進に協力する。

また、『歳末たすけあい募金』を財源として、要援助者の生活支援や、地域支え合い活動、サロン活動への助成金支給などの『歳末たすけあい運動』を実施する。

16. 福祉団体の事務局

老人クラブ連合会、遺族会の事務局として、団体の運営を支援する。

IV 在宅福祉サービスの推進

介護保険事業を軸とし、在宅での生活継続を支援する体制を整える。

1. 福祉器具の無料貸与事業

車いすを無料で貸し出し、在宅福祉の向上に努める。(介護保険制度外)

2. 鋸南町デイサービスセンターの管理経営（指定管理者）

(1) 通所介護事業・介護予防通所介護事業

要介護者等に対し、必要な日常生活上の介護や機能訓練を提供し、個々の能力に応じた自立した在宅生活を営むことができるよう支援する。利用者の社会的孤立感の解消や心身の機能維持はもとより、介護者の身体的、精神的負担の軽減をも図り、在宅福祉の向上に努める。また、利用者の感染予防対策に心掛け、健康に留意しながら、心に寄り添った介護サービスを提供する。

(2) 通所型サービスA事業(ミニデイ)

要支援者等に対し、高齢者の閉じこもり予防や自立支援を目的に、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上に効果があると認められるプログラムを実施する。

また、要介護状態となることの予防及び地域における自立した日常生活の支援をすることにより、活動的で生きがいのある生活を送ることが出来るよう支援する。

3. 訪問介護事業

要介護者等に対し、身体介護、生活援助、通院介助等のサービスを提供し、個々の能力に応じた自立した在宅生活を営むことができるよう支援することにより、在宅福祉の向上に努める。

4. 居宅介護支援事業

要介護者等が、個々の能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状況や生活環境に応じたケアプランをケアマネージャーが作成することで在宅生活を支援する。事業の実施に際しては、保健，医療，福祉等の様々な分野との連携を密にし、総合的かつ効率的なサービスの提供に心掛ける。